

都市公園の占用許可による留守家庭児童専用室の設置について (平成 30 年度)

1 設置するために必要な事項

(1) 根拠及び適用法令等

- ・都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）
- ・名古屋市都市公園条例（昭和 34 年 3 月 31 日条例第 15 号。以下「条例」という。）
- ・その他「都市公園法施行令」「都市公園法施行規則」「名古屋市都市公園条例施行細則」「都市公園にかかる設置、管理及び占用許可取扱要綱」等
- ・都市公園法運用指針（平成 29 年 6 月国土交通省都市局。以下「指針」という。）

(2) 占用（使用）の考え方

- ① 法律等に該当する物件であること
 - ② 公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさないこと
 - ③ 必要やむを得ないものと認められるもの
- のすべてに該当し、かつ、政令で定める技術的基準に適合する場合

【法第 6 条第 1 項】

都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

【法第 7 条第 1 項】

公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。（電柱、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの等）

【法第 7 条第 2 項】

公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- ☞ 公園は、市民の休息、散歩、運動等の場ばかりでなく、公害や災害を防止する緩衝地帯としての機能など、広く開かれた公共の空間として重要な位置づけを持つことから、公益上必要やむを得ない場合に限り、法律に限定列挙されたもののみ許可することとされている。

【指針 5(2)①】

保育所等施設についても、都市公園外に適地があり、これを容易に使用できる場合にまで都市公園の占用を認めるべきではなく、これらの施設の都市公園内への設置を検討する際には、当該公園の敷地以外における適地の確保の可能性も含めて検討を行うべきである。

(3) 主な技術的基準

- ① 公園の美観を害しないこと
- ② 公園の機能を害しないこと
- ③ 公園の広場の敷地面積の 30%を超えないこと

- ④ 当該施設利用者の送迎時の通行が他の公園利用の支障とならないような配置（指針 5(2)①）
- ⑤ 近隣住環境への悪影響が懸念される場合には公園周辺との緩衝地帯を設けることが望ましい（指針 5(2)①）

【都市公園法施行令第 15 条】（占用物件の外観、構造等）

占用物件の外観及び配置は、できる限り都市公園の風致及び美観その他都市公園としての機能を害しないものとしなければならない。

【都市公園法施行令第 16 条】

都市公園の占用については、次に掲げるところによらなければならない。

六の二 第十二条第三項各号に掲げる社会福祉施設は、都市公園の広場又は公園施設である建築物内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を都市公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該都市公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を公園施設である建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超えないこと。

2 設置に当たって育成会が実施（負担）する主な事項

（1）都市公園以外に運営場所がないこと

都市公園の占用は、「占用」の名のとおり、市民が自由に使用できる公園エリアの一部を、他に使用させない状態にすること、になります。

このため、許可に当たってはやむを得ない状況であること（1(2)③）が前提になります。

やむを得ない状況としては、都市公園以外に運営場所がないことを育成会において確認していただく必要があります。

（方法等については後述）

（2）近隣住民・地域役員等への説明

※ 従前の整理と変更ありません。

地域の理解と協力によって運営されている育成会として、運営場所の近隣住民や地域役員への説明はこれまでどおり実施していただくとともに、公園管理者が必要とする団体・地域に対しても説明を実施していただきます。

また、都市公園には既に公園利用者が存在しており、利用方法はそれぞれで、個人の余暇活動から地域団体の行事まで多種多様です。

こうした利用状況について、情報収集（主に地域役員等から）していただき、都市公園の広場部分の一部を占用することが可能か、検討する必要があります。

専用室を設置し、放課後児童クラブを運営することについての利用者等の理解を得ることが「公衆の公園利用に著しい支障を及ぼさないこと」及び「公園の機能を害しないこと」になります。

（3）外構工事

※ 従前の整理と変更ありません。

用地の整地や軟弱地盤の改良工事等、これまでも育成会において実施していただく内容として整理していますが、都市公園においては、1(3)にお示ししたように、技術的基準をクリアすることが必要です。

このため、占用する区画を区切ること(=フェンス等の設置)、美観への配慮や緩衝地帯の設置(=植栽等)、送迎時等での近隣への配慮(=占用区画内での駐車スペース等の整備)などの外構工事が発生します。

また、その他にも、その公園特有の配慮や他の法律等の規制等(周辺環境を含む)への対応や敷地内埋設物の存在など、現時点で想定できない外構工事案件も考えられます。

いずれも育成会負担となります。

(4) 都市公園の保全等への協力

※ 従前の整理と変更ありません。

地域の理解と協力により運営されている放課後児童クラブとして、既に多様な地域活動への協力等を実施していると思いますが、都市公園についても、公園内美化活動等様々な活動があると考えられます。

こうした活動に積極的に協力し都市公園の機能や環境の維持・保全に努めていただくこととなります。

3 設置対象となる育成会の具体的要件

外構工事等に必要な一定程度の資力を有し、他に代わるべき民有地がない、かつ、次のいずれかに該当する育成会

- ① 面積基準等の遵守のため、平成31年度中の分割を希望する育成会
- ② 専用室が平成31年度中に建替えとなる育成会で、敷地の面積等の都合で現地建替が不可能である育成会
- ③ 地主等との契約延長交渉が決裂し、平成31年度中に立退きを強く求められている育成会

(1) 外構工事等に必要な一定程度の資力

先述(2(3))のとおり、都市公園の状況により発生する具体的内容はそれぞれですが、フェンス等の設置工事などが少なからず外構工事として発生します。

育成会として、移転費等を含め、対応する資力がなければ対象といたしません。

なお、当該都市公園に必要な外構工事が著しく高額になることが予想される条件が提示された場合、専用室の設置ができないと判断する場合があります。

(2) 他に代わるべき民有地等がない

先述(2(1))のとおり、やむを得ない状況として、都市公園以外に運営場所がない

育成会が対象です。

このため、育成会において、以下のように確認していただく必要があります。

【確認方法】

ア. 当該都市公園の近隣の不動産仲介業者において、「物件」を確認する

イ. 「物件＝土地の場合」：当該育成会が所在地とする（予定）学区内の土地で、本市の標準専用室が設置可能な面積があり、地主からも「放課後児童健全育成事業」の目的での使用に了解が得られる物件を確認

このとき「約180㎡以上」を目安とする

ウ. 「物件＝借家（室）の場合」：当該育成会が所在地とする（予定）学区内の借家等で、耐震基準を満たし、かつ、現在の児童数から算出した面積基準も満たしており、家主（貸主）からも「放課後児童健全育成事業」の目的での使用に了解が得られる物件を確認

※「イ」または「ウ」で物件が見つかった場合は、著しく高額である場合を除き、都市公園の占用は許可されません。

エ. 物件が見つかった場合、別紙「不動産情報の確認シート」に、内容を直接記入するか、状況の分かる資料を添付し、名古屋市に提出

オ. 利用可能な物件がない場合は、別紙「不動産情報の確認シート」に、不動産仲介業者名を記入（担当者等の名刺の貼付可）し、名古屋市に提出

カ. 同様に、他の不動産仲介業者2社で確認する

※このほか、目的外使用の可能性のある公有地がある場合は、都市公園の占用は許可されません。

当該公有地の目的外使用の許可に向けて、調整に入ります。

4 設置に向けた事業工程

（1）平成31年度の設置（運営開始）に向けたスケジュール

- 平成 30 年 3 月 ・留守家庭児童育成会運営委員長会議
都市公園の利用に関する説明
- 4 月 ・都市公園の利用に関する申出受付開始を通知
＜申出書に記載する内容＞
育成会名、育成会所在地、経費負担能力、
設置を必要とする理由、
設置を希望する都市公園名 等
- 6 月 ・申出期限（中旬）
・希望があった都市公園の広場の面積や建築基準法等基礎状況の確認
→面積狭小等の場合、この段階で終了です。
- 7 月 ・平成 31 年度設置候補育成会の確定（上旬）
※申出多数の場合、抽選により決定
・他に代わるべき土地（民有地）がないことの証明
～8 月（上旬期限）
→ 契約可能な民有地があった場合、都市公園の利用はこの
段階で終了です。
- 8 月 ・他に代わるべき土地（公有地）がないことを確認
→ 目的外で使用が可能な公有地があった場合、都市公園の
利用はこの段階で終了です。
別途、公有地使用の調整に入ります。
・設置条件の詳細確認
＜確認する内容＞
・整備が必要な外構内容（一般道路からの動線、照明
の必要性、フェンス・緩衝地帯・駐車場等）
・公園利用者の範囲
・上記外構工事を踏まえた建築基準法ほか関係する法
令の確認 等
- 9 月 ・当該育成会に実施すべき諸条件の提示
～
・設置への具体的準備の開始
- 12 月 ＜育成会が実施する内容＞
・近隣・地域等への説明
・外構工事の内容の検討、費用見積り
・専用室オプション内容の検討、必要書類の作成 等
- 平成 31 年 2 月 ・外構工事の内容確定
・専用室設置のための必要書類作成（3 月中旬提出）
- 3 月 ・留守家庭児童育成会運営委員長会議
平成 31 年度都市公園の利用に関する説明
- 4 月 ・都市公園所管局へ施工協議
- 5 月 ・入札
- 6 月 ・開札、業者決定
- 7 月 ・建築確認申請等
その他関係する法令による手続き事務が完了次第着工
- 平成 31 年度中 完成、運営開始

【留意事項】

- 平成 30 年度中については、他に代わるべき民有地の調査や当該地域内の公有地の目的外使用の是非についての確認など、都市公園を占用するやむを得ない状況を整理・確認する必要があります。
- また、当該都市公園の利用に関する情報を収集し、公園利用への影響について検討し、専用室の設置できる可能性を探ります。
- そうした確認を経たうえで、地域への説明・了解を得ていただくこととなります。
- さらに、必要な外構工事を行うこととなります。
- これらの準備や実際の作業期間として想定していますので、30 年度中の専用室設置は行いません。
- なお、都市公園の形状等により、専用室の設置にかかる費用が著しく高額となる場合は、設置ができないことがあります。

5 関係書類

都市公園内における留守家庭児童専用室設置要領（第 1 号様式）

（別紙）不動産情報の確認シート

第 1 号様式
都市公園占用希望申出書

年 月 日

子ども青少年局長 様

所在地
所在地の半区名)
自治区名
代表者 運営委員長 氏

【留守家庭児童育成委員会】は、下記の都市公園の一部を占用し、放課後児童健全育成事業を実施したいので申し出いたします。
なお、事業の実施にあたっては、都市公園法及び関係法令を遵守し、自ら率先して当該公園の維持管理に協力いたします。

都市公園名	
所在地	区 町町名又は地区
目録による用途	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採の必要の無い立派な木・草 <input type="checkbox"/> 既存遊歩道・遊具 <input type="checkbox"/> 広場への遊歩道 敷設

都市公園での実施を希望する理由（1から3のいずれかの理由を必ず記入してください。）

区 分	補付書類
1 現在の運営場所の地主（家主）から、立ち退きを命ぜられている 立ち退き期限 年 月 日	・現在の契約書（写） ・立ち退き（理由）の分かるもの ・独立判断の分かるもの
2 留守家庭児童専用室の敷地確保が、現在の運営場所は面積狭小で行えない 現運営場所の敷地面積 ㎡	・現在の敷地契約書（写） ・敷地配置図 ・独立判断の分かるもの
3 現在の放課後児童クラブを適正規模とするため分割する 現在の放課後児童数 人	・直近 1 年間の放課後児童数 ・独立判断の分かるもの

※ 本件申し出に関する運営委員会の意思決定
年 月 日開催 運営委員 人中 人の出席

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 J4 とする。

（別紙）
不動産情報の確認シート

留守家庭児童育成委員会	区
基本情報	延焼児童数 人
	(児童の数) 人 (×1.65㎡) ㎡
担当者氏名	
1 都市公園の希望	
希望する都市公園名	
都市公園の所在地	区 (町名または6年次区名)
2 既住地等の状況	
物件情報	土地 所在地: ㎡ 面積: ㎡ 用途: ㎡ その他: (現在の状況、隣接物件の名称)
	貸 家 所在地: ㎡ (うち専用区画の面積 ㎡) 面積: ㎡ 用途: ㎡ その他: (築年次 年)
不動産仲介業者名	所在地 区 町 (営業担当者)